総社市立池田小学校　いじめ防止基本方針

令和6年4月　改訂

いじめに関する現状と課題

・本校では，いじめの発生件数は少ないが，ちょっとしたからかいやトラブルなどは見られるため，いじめに繋がっていくことがないように，小さなことから人権意識をもつことができるようにしていく必要がある。また，ささいな兆候や情報であっても教職員間で情報を共有し，いじめに繋がる言動を積極的に認知し，早期対応に努め，児童の健全な成長につなげていくことが必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめはどの子にも起こりうる身近で深刻な問題であるという認識に立ち，互いに認め合い支え合い高め合う関係を築くことができるよういじめの起きない風土づくりに努める。
・防止対策は，全ての児童がいじめを行わず，また，いじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため，いじめによる影響等児童のいじめに対する理解を深めることをめざす。
・いじめ問題は，学校，保護者，地域が信頼関係を構築し，それぞれの役割と責任を自覚し，チーム学校として連携して取り組むことで解決できる問題であると考える。

＜重点となる取組＞
・発達支持的生徒指導…自己存在感や共感的な人間関係を感じられる学校づくり，学習規律の定着，心の通う人間観の構築，ストレスに適切に対処する力，自己決定する場の提供
・課題予防的生徒指導…教職員の資質向上，情報ネットモラルに関する児童・保護者への啓発，教職員や保護者などの大人がささいな変化に気付く力の向上，アンケート調査や教育相談の実施，SNS等の利用実態の把握と指導
・困難課題対応的生徒指導…教職員の組織的な対応と関係機関との連携，いじめられた児童とその保護者への支援，いじめた児童への指導とその保護者への指導・助言，解消後

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞
・基本方針や年間計画は，学校運営協議会やホームページ等で公開し，保護者や地域と連携するきっかけとする。
・いじめを許さない心を育てるために，思いやりの心や善悪を判断する力，正義感の育成に努める。また，いじめ防止の取組を学校と連携して取り組むこと，悩みを相談できる良好な親子関係づくりの大切さなどを啓発し，保護者や地域の責務について理解を得る。

学校

生徒指導（いじめ対策）委員会

＜対策委員会の役割＞
・基本方針に基づく取組の実施や年間計画作成・実行・検証・修正の中核，相談窓口，発生したいじめ事案への対応
＜対策委員会の開催時期＞
・年3回開催（各学期ごと）　必要に応じて開催
＜対策委員会の内容の教職員への伝達＞
・直後の終礼で全職員に周知。緊急の場合は臨時職員朝礼等で伝達。
＜構成メンバー＞
・校外　　スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー等
・校内
校長，教頭，生徒指導担当，養護教諭，生徒指導部員

全教職員

関係機関等との連携

＜連携機関名＞
・市教育委員会
＜連携の内容＞
・月例報告等による情報共有
・保護者支援のためのSC等の派遣
＜学校側の窓口＞
・教頭
・生徒指導担当

＜連携機関名＞
・総社警察署
＜連携の内容＞
・非行防止教室の実施
・連絡会議や日常的な情報交換
＜学校側の窓口＞
・生徒指導担当

学校が実施する取組

① 発達支持的生徒指導	**（児童の人権意識，自己指導能力の育成）** ・いじめについて考える週間，なかよし人権週間の活動を充実させ，児童がいじめを自分たちの問題として考え，主体的に取り組むことができるように支援する。 ・警察と連携し非行防止教室(小小連携で中央小学校と同時実施)を実施することで，善悪を判断する力を育てる。 **（互いに認め合い，心が通じ合う温かい人間関係づくり）** ・ピアサポート，SEL，協同学習を活かした学級経営や学習指導の取組を進め，子どもたちが互いに認め合い支え合い高め合う関係を築く。
② 課題予防的生徒指導	**（ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成）** ・総合的な学習の時間や外部機関による携帯安全教室を利用して，情報を発信する責任を自覚し，適切に利用できる力を身につけるために情報モラルについて学習する。 **（教職員の資質向上）** ・対策委員会，職員会議，生徒指導部会，情報交換会（毎週金曜日）などで，基本方針の考え方と実際の運用方法について共通理解を図り，いじめについての問題意識を高める。 **・学級経営・学習指導の指導力の向上を図り，いじめの起きにくい学級風土づくりをめざす。** **・いじめの未然防止に向けて，日頃から生活規律や学習規律の指導力の向上を図り，児童の適切なコミュニケーション能力を育む。** **（教職員による観察や情報交換）** ・情報交換会（毎週金曜日）や教職員同士の日常的な会話などを通して，ささいな兆候や情報であっても気にとめ，早期発見に努める。 **（定期的なアンケート調査等の実施）** ・学校生活アンケートを年4回行い，教育相談等に活かしたり，計画的にいじめの早期発見を図ったりする。 **（校内の教育相談体制の活用）** ・児童を対象とする教育相談について，教員研修をするなどしてより児童の心に寄り添い，計画的にいじめの早期発見を図る。 ・教職員が児童の変化を見逃すことなくきめ細かく声かけを行い，いじめを相談しやすい信頼関係づくりに心がける。 ・児童・保護者などを対象とするカウンセリングの周知を図る。 **（SNS等の利用実態の把握と指導）** ・ネットパトロールを利用し，定期的にSNS等の問題のある利用実態を監視する。 ・SNS等の利用実態を把握し適切に対処する。 **（いじめの発見や相談を受けたときの対応）** ・いじめの訴えを受けたり可能性が疑われたりするときには，被害者保護を最優先としながら，速やかに情報収集し，生徒指導部会を中心としたチームでいじめの事実の有無の確認を行う。
③ 困難課題対応的生徒指導	**（教職員の組織的な対応と関係機関との連携）** ・対策委員会を核として，複数の教職員により丁寧な事実関係の把握を行う。得られた情報は複数で判断しながら，いじめへの組織的な対応を行う。 ・いじめ対応マニュアルの周知徹底を図り，状況に応じて専門家の協力を仰ぎながら,迅速で適切な対応ができる体制を整える。 **（いじめられた児童とその保護者への支援）** ・いじめが確認された場合，いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に，当該児童及び保護者に対して支援を行い，安心して学校生活が送れるよう最善を尽くす。 **（いじめた児童への指導とその保護者への助言）** ・いじめた児童に対しては，いじめは絶対に許されない行為であり，相手の心身に及ぼす影響に気づかせるなど，適切かつ毅然とした対処を行うとともに，当該児童の周囲の環境や人間関係など，その背景を十分に把握し，保護者の協力を得ながら，健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。 **（いじめ解消後の継続的な指導）** ・いじめを一過性の問題と考えず，複数の教職員で観察したり保護者の協力を得たりしながら継続的に指導する。

総社市立池田小学校　いじめ問題への対策に関する年間計画

内容	職員会議，対策委員会　等	学　校　が　実　施　す　る　取　組		
		①　発達支持的生徒指導	②　課題予防的生徒指導	③　困難課題対応的生徒指導
４月	○職員会議 ・基本方針，年間計画の確認	○カウンセリング（児童・保護者） ○なかよしタイム（縦割り遊び） ○だれもが行きたくなる学校づくりプログラムの実施（ピアサポート，共同学習，SEL，品格教育）	○児童の情報交換会（毎週金曜日終礼後） ○情報収集（学級懇談・個人懇談） ○情報モラル学習（年8回）	○発生事案への対処（随時） ○対応手順の共通理解（職員）
５月	○学校運営協議会 ・基本方針，年間計画の紹介 ・いじめ問題に関する意見交換 ・基本方針，年間計画の再確認 ○いじめ対策委員会	○なかよしタイム（縦割り遊び） ○いじめを考える週間	○児童の情報交換会（毎週金曜日終礼後）	
６月		○人権週間（仲間作り）	○児童の情報交換会（毎週金曜日終礼後） ○集団アセスメントの実施（教育相談担当） ○情報収集（アンケート・教育相談） ○情報収集（学級懇談）	
７月			○児童の情報交換会（毎週金曜日終礼後） ○学校生活アンケート（児童・保護者） ○個人懇談	
８月	○職員研修 （SNSについて，ネットいじめについて）			○対応手順の共通理解
９月	○いじめ対策委員会		○児童の情報交換会（毎週金曜日終礼後） ○情報収集（アンケート） ○非行防止教室 （5・6年生）	
１０月	○学校運営協議会 （いじめに関する意見交換） ○ PTA人権研修，保護者講演会 （PTA）	○なかよしタイム（縦割り遊び）	○児童の情報交換会（毎週金曜日終礼後）	
１１月	○いじめ対策委員会	○なかよしタイム（縦割り遊び）	○児童の情報交換会（毎週金曜日終礼後）	
１２月		○あったかハートウィーク（人権週間） （人権教育担当） ○なかよしタイム（縦割り遊び）	○児童の情報交換会（毎週金曜日終礼後） ○個人懇談 ○学校生活アンケート(児童・保護者)	○対応手順の共通理解
１月	○学校運営協議会 ・一年間の取り組みの反省		○児童の情報交換会（毎週金曜日終礼後） ○情報収集（アンケート）	
２月			○児童の情報交換会（毎週金曜日終礼後） ○集団アセスメントの実施（教育相談担当） ○情報収集（学級懇談）	
３月	・取り組みの反省，基本方針の修正		○児童の情報交換会（毎週金曜日終礼後）	

※第１回の職員会議、および１回～3回のいじめ対策委員会等で、追加や修正等をしていく。